特集

簡易裁判所をもっと身近に

簡易裁判所はより簡易な手続きによる迅速な紛争解決をめざしている。利用者にとって最も身近にある裁判所だ。法の支配の観点からその意義は高い。

本特集では，まず簡裁側から，東京簡裁の現状と弁護士代理についての原稿をお届けしよう。また，2004年1月から民事調停官制度が創設され，調停現場の充実がはかられている。その調停主任（裁判官）たる民事調停官の会員の現場紹介が興味深い。さらに，調停委員の会員から，調停事件の現状と問題点を指摘してもらった。貴重なデータも掲載することができた。最後に，墨田のみならず新宿にも簡裁調停センターを設置して，より身近な裁判所としての簡裁をさらに充実させようという東弁の運動も紹介しよう。

東京簡易裁判所における民事事件の動向と弁護士代理

東京簡易裁判所訴訟代理制度委員会

民事訴訟事件の動向等

N主任書記官：さあ，今日も一日終わったね。帰りにビアーガーデンで一杯やっていこうか。最近，事件が多くて大変だからね。

S書記官：は〜い。主任，最近の訴訟事件の多さは，ほかの室も同じなんですか。

N主任書記官：そうだね。東京簡裁の民事訴訟事件は，平成16年4月に簡裁民事訴訟の事物管轄が90万円から140万円に引き上げられて若干増加していたんだが，平成17年4月からは少し落ち着いていたんだよ。それが，昨年の11月から消費者信用関係事件が急激に増加して，その状態がずっと続いているようだね。ところで，現在でも，貸金業者が貸金業法43条の「みなし弁済」を主張する事例はまだあるの？

S書記官：今年の1月に最高裁判所の判決（最二判平成18. 1. 13等）が出て以来，貸金業者が「みなし弁済」を主張する事件が減って，最近ではほとんど見かけませんね。支払督促事件でも，貸金業者は，利息制限法の制限利率内で利息，遅延損害金を計算して申立てをしているようです。

弁護士代理と書記官の進行管理

E書記官：今日は，弁護士さんが代理人の事件が多く，スムーズに事件が進行したんですよ。弁護士さんのついた事件は，本人訴訟とは違って，送達も楽でいいですね。

S書記官：新任くんは，まだ日が浅いからそう感じているんじゃないの。結構，弁護士さんがついた事件でも困っちゃうこともあるんじゃないかしら。先日，被告への訴状を付郵便送達する際，住居所等の調査に積極的に協力してもらえず，半年も訴状等の送達ができなかったなんてこともあったわ。

W書記官：最近では，オートロックのマンションも増えてきていたり，個人情報保護法の関係で調査も難しくなっているけど，半年は長すぎるね。

M書記官：被告代理人として欠席した期日で指定された次回期日の請書を出してくださいと，弁護士事務所に何度電話しても，なかなか提出してもらえなかったことがありました。それに，不当利得返還請求事件で，原告代理人として弁護士さんが関与したけれども，こちらの期日調整に一切応じてもらえなくて，結局，呼出状を送達して事件を進めたということもありました。

W書記官：僕の担当事件でも，弁護士さんが原告の代理人をしている支払督促異議事件で，印紙と郵便切手の任意補正に応じてもらえなかったというのがあって驚いたことがあったな。

N主任書記官：迅速な裁判にとって書記官の行なう進行管理はとても重要だから，裁判所としても，その必要性を弁護士さんに十分説明して，速やかに対応してもらえるよう，アピールする必要があるね。

迅速な紛争解決

W書記官：それに，弁護士さんが被告代理人の事件で，第1回期日に，請求棄却申立て，請求原因は「追って認否する」との答弁書を提出して擬制陳述を求め，第2回期日でも，請求原因は「不知又は否認」とか「いずれも争う」だけの記載しかない準備書面を提出して擬制陳述を求めて，その期日を欠席するということがあったけど，こんなときは，できるだけ迅速な裁判に協力してもらいたいなぁって思うんだよね。また，原告が本人の場合，会社を休んで都合を付けて法廷に来たのにと言って怒り出すことがあるけど，そんなとき弁護士さんの立場を説明しても，なかなか納得してもらえずに困ってしまうよ。

S書記官：窓口や電話で，弁護士であれば，ああいうことが許されるのかと文句をいう原告もいますね。また，被告ではなく原告の代理人となった弁護士さんですが，だいぶ前に被告の答弁書を送付したのに，期日に出頭して実質的な応答をしないまま単に続行を求めたという事例があったのですが，これも同じような問題ね。

N主任書記官：簡易裁判所としては，民事訴訟法が訴訟手続に関する簡易裁判所の特則を設け，より簡易な手続で迅速な裁判の実現を目指していることだし，何よりも迅速な紛争解決を望んでいる本人のことを考えると，期日が空転するというのは避けたいところだね。

S書記官：それと，被告の代理人弁護士さんが「本件は債務整理の事件であり，様々な争点が発生する蓋然性が高い」として，移送を求める具体的な理由を示さないで漫然と地方裁判所への裁量移送を求めるのもどうかしら。具体的な理由を示さないというのは，理由がないということを認めていると思うわ。

W書記官：弁護士は，第一に依頼者の利益を考えて行動していると思うけど，ことさらに裁判が長期化するようでは困るね。また，弁護士さんが，陳述書の提出を約束し，裁判官も事前に提出するだけの余裕を見て期日を定めたにもかかわらず，月曜の期日の前日である日曜日にファックス送信で陳述書を送付してくるなんてこともあったな。そうなると，陳述書を十分に検討できないまま証拠調べに臨むことになってしまうので，このようなこともできるだけ避けてほしいものだね。

和解

M書記官：訴訟費用の問題を考えると難しい面があるのだけれど，不当利得返還請求事件で，被告の業者が請求金額を全額認めて和解を希望したのに，原告の弁護士さんが申立ての印紙代や郵便切手代，自身の出頭の日当も上乗せするようにと強く求めて和解ができなかったっていうことがありました。

E書記官：へえ〜。でも，それは裁判所からすれば，早期解決につながるのにどうして和解に応じないのかなと思うでしょうけど，結局，どういう和解をするかは当事者次第だから，何とも言えないんじゃないですか。

S書記官：でもね，私の担当した事件では，立替金請

求事件で，被告の弁護士さんが，通常あるような懈怠約款を入れることについて，本人と相談するといって続行を主張したというようなことがあったわ。やはり，訴訟代理人として出頭しているからには，この程度のことは和解の席上で決められるよう，あらかじめ詰めておいて欲しいですね。

証人等の陳述の調書記載の省略

N主任書記官：証人尋問等で簡裁の調書省略に納得できないという弁護士さんがいるという話を聞くんだけど，この点はどうかな。民事訴訟規則170条の証人等の陳述の調書記載の省略は，簡易裁判所における訴訟の実情と簡易迅速な紛争解決という要請を考慮し，そもそも証人等の尋問調書は作成せず，必要に応じて，陳述を録音したテープをダビングすることで対応しようとする規定ですね。だから，民事訴訟規則68条のいったんテープに録音しておき，必要があると認められた場合には，これを調書化する調書代用とは異なるものなんだけどね。この簡裁の特則規定についてはあまり理解されてないんじゃないかな。

M書記官：争いのある事案で，原告の弁護士さんが，「争う以上，証人尋問は必須であり，テープ録音による調書では到底納得できない。証人尋問調書が正規に作成されるべきは当然である」と言われたことがありました。簡裁の訴訟事件はあまり扱ったことがないような弁護士さんでしたが。

S書記官：私が聞いた事例でも，代理人弁護士さんが，証人尋問前の裁判官の調書省略の説明に納得していなかったのか，和解が成立した後に尋問調書の作成を強く求められたということがありました。東京簡裁では，民事訴訟規則170条の趣旨をもっと理解してもらうために法廷に説明文を置き，廊下にポスターを貼るなどしているんですが，これにより少しでも理解が深まればいいですね。

少額訴訟

N主任書記官：M君は，去年まで少額訴訟係にいたよね。

M書記官：少額訴訟では，早期の紛争解決という期待が通常訴訟よりも高く，実際にも，多くの事件が一期日で審理を完了していて，利用者にとって満足度も高い手続となっています。このように期待値が高い分，通常移行された場合には，最初から通常訴訟であった場合よりも訴訟進行に関する不満が強く表れるように感じられます。

N主任書記官：例えばどんなことがあるの？

M書記官：そうですね。敷金返還請求事件の被告に弁護士さんがつき，第1回口頭弁論期日前に通常移行の申述をし，その後，被告代理人の準備不足のため人証の証拠調べを予定した期日に実施することができなかったなどの事情で，結局3回の期日を要することとなった事件がありました。3回も仕事を休まざるをえなかった原告からは「何で3回もかかるんだ」という苦情がありました。ほかに，通常移行の申述書の提出時期についても，口頭弁論期日の30分前に事務員が持参し，期日の変更を求めたということがあり，やはり，原告である一般の方から，突然のこの申出に苦情が寄せられましたね。

N主任書記官：事前準備ができない場合には早めに第1回の期日を変更して，最初から双方出頭の上，実質的審理をすることもできるし，仮に，通常移行の申述書を提出するにしても少額訴訟の趣旨を踏まえて第1回期日で審理が完了するように準備をしてもらいたいね。

M書記官：ほかにも，交通事故による物損の損害賠償請求事件の被告代理人として関与した弁護士さんから通常移行の申述書が提出され，反訴を考えている旨の答弁書の擬制陳述を求めたということがあったのですが，この種の事件は，通常，被告側の損害の見積書が提出され，双方の運転手が出席すれば，和解等の早期解決が望める事案ですから，できれば弁護士さんも依頼者にできるだけ出頭を求めるなど，少ない期日での解決に向けた協力をしてもらえるように働きかけて欲しいと思うことがありましたね。

訴訟代理制度委員会，調停運営改善委員会

N主任書記官：今日は暑かったせいで，みんなの日ごろ思っていることが話題になっているね。弁護士さんが関与する事件は，手続が円滑に進んで当たり前と思っているから，そうでない事例があると，妙に記憶に残ってしまうのかもしれないね。東京簡裁には，訴訟代理制度委員会※という内部委員会があって，代理制度について裁判官と書記官の委員が一緒に検討しているから，今日の

問題も話してみることにするよ。ところで，Wさんは，この3月まで調停運営改善委員会の委員だったよね。

W書記官：はい。調停運営改善委員会では，平成19年夏ころの調停部門の墨田分室移転を見据えて，調停の充実方策を検討し，一部実践を始めています。

N主任書記官：特定調停事件は，平成15年をピークに現在では事件がほぼ半減したようだから，一般調停事件の評議も今まで以上に充実させるということだね。それに，調停委員などとの連携を一層強化するという検討もされているようだね。

W書記官：新営される墨田分室では東京23区内のすべての調停事件を扱うことや，ADR基本法の施行等の関係から，調停部門では，調停主任と調停委員で構成する調停委員会，そして，書記官室とが一丸となって民事調停による紛争解決機能を一層高めていこうとしているところです。

N主任書記官：調停委員や司法委員となって活躍していただいている弁護士さんが多いのも東京簡裁の特徴の一つだね。いろいろ話していたら，のどが渇いたね。この続きは，生ビールでのどを潤しながらということにしましょう。

S書記官：賛成。今日はワリカンということで大いに飲みましょう。

※**東京簡易裁判所訴訟代理制度委員会**：簡易裁判所における訴訟代理制度の運用をめぐる諸問題について検討する東京簡易裁判所の内部委員会

東京簡易裁判所における民事調停官の役割

東京簡易裁判所民事調停官・会員　山本 政明

民事調停官とは

2003年には5万件を超えた東京簡易裁判所の調停件数も，2005年には3万件を下回り，2006年もその水準で推移しそうです。その内，ほぼ9割は特定調停事件（債務弁済協定を含む）で，一般調停事件は1割前後に過ぎません。

民事・家事調停官制度が創設され，2004年1月1日付で，弁護士歴5年以上の弁護士5名が民事調停官として東京簡易裁判所勤務となりました（私もその1人で，任期は2年，再任され，現在の任期は2007年12月31日までとなっています）。

その後2004年10月，2005年10月と増え続け，現在は，17名の民事調停官が，それぞれ週1日，東京簡易裁判所で終日勤務しています（民事第6室〔調停部〕の6つの係に各2名ないし3名配属されています）。原則として，一般調停事件を扱い，特定調停事件は扱いません。一般民事事件の調停主任として，簡裁判事らしからぬ人物が出てきたら，それが民事調停官です。

民事調停官は，特定曜日の午前9時30分から午後5時15分までの勤務で，昼休みは午後0時15分～午後1時の45分間，その日で完結する裁判所業務ですから，原則として，残業はなく，事務所にも，家にも仕事を持ち帰ることはありません。

民事・家事調停官については，様々な論稿があり，末尾に参考文献として掲げましたので，それらも参照して下さい。

調停官の期日立会いについて

これまで，調停主任（裁判官）は，事件数が多い，などの理由のため，調停に立ち会うことが，成立・不成立のときなどに限られていましたが，それには批判もあり，調停主任は全件，全期日立ち会うべきだ，との意見もあります（澤谷修造「簡裁における民事調停事件の運営について―主任裁判官の全件立会の提言―」判例時報1871号）。

そして，民事調停官には全件立ち会ってもらうという期待も一部にはあったようですが（日弁連が2005年10月に作成したパンフレット「非常勤裁判官Q&A」でも，「原則として担当の全事件に立会って，調停の成立に努めます」とあります。なお，後掲・石川明論文参照），現実問題として，週1日の勤務で，複数の事件を担当するとなると，なかなかそうもいきません。同一時

間帯に複数の事件が入っている，当事者（代理人），調停委員との日程が合わず，同一曜日に期日を入れるのが難しい，翌週の記録を読まなければならない，などがその理由です。

調停官の期日立会いについては，調停委員からは，調停官が立ち会うと勉強になる，との声がある反面，調停委員をもっと信頼してほしい，途中で唐突に調停室に入ってこられても困る，打合せなしに自分の意見をしゃべりだす，との批判もあるようです。弁護士や経験豊富な調停委員の多い東京簡裁ならではの批判かもしれませんが，私は，成立・不成立のとき以外は，なるべく調停委員の要請があるときのみ立ち会うようにしています（他の裁判官と同じ方針と言ってよいかと思います）。この点に関してはいろいろな意見があり，いろいろな考えの調停官がいますし，調停官制度が始まってまだ3年，まだまだ運営については模索状態なのかもしれません。

調停官制度のメリット

民事調停委員を経験したことのある方ならお分かりでしょうが，簡易裁判所の調停は，多種多様，目的物の価額も数十（百）億円というものまであり，何でもありの状態です。私個人としては，簡易裁判所の民事調停は，調停前置の事件を除いて，申立人代理人としてはほとんど利用したことがなかったため，様々な調停事件に接することができ，大変勉強になります。

これまでは，経験豊富な民事調停委員と裁判官である調停主任とが調停委員会を構成していましたが，調停官制度では，弁護士が調停主任としてそこに加わることになりました。

民事調停官は，事件を裁判官（調停主任）としての眼からだけではなく，あるときは調停委員の眼，あるときは申立人，相手方の代理人の眼として眺めることもできます。自分が代理人だったら裁判所にはこうしてもらいたい，と思うことを調停委員会として行なえば，まとまらないと思われていた事件もまとまることがあります。市民間の紛争では，時間が解決することもあり，急がずに，じっくり話を聴くことも必要になります。

簡易裁判所だから，調停だから，といって軽視せず，うまく利用すれば，これほど便利な制度もありません。当事者の納得，ということを考えれば，訴訟手続よりも優れている面があります。曖昧な解決ができるのも調停ならでは，です。

皆様，調停委員会を信頼して，大いに，調停官制度の下の簡易裁判所の調停を利用・活用して下さい。

調停官制度が与えた影響と今後

ところで，調停官制度は，弁護士任官を促進するための環境整備と，調停手続の充実・活性化を目的として，司法制度改革の一環として創設されたものです。

裁判所は，もっぱら前者に重点を置いており（後掲・水野邦夫論文），前述日弁連パンフレットでも，採用にあたり「年齢の上限は55歳前であることが望ましく」，「常勤裁判官として任官する気持ちは全くない」場合は採用困難，としています。一方，調停官は全調停事件の全期日に立ち会うべきだとの観点から，前者の目的に反対する意見も出ています（後掲・石川明論文）。

全事件・全期日に立ち会うか否かは別として，調停官制度が裁判所内部に与えた影響はこれまでにないもので，確かに刺激があり，活性化はしていると思います。「常勤」裁判官への過程というだけではなく，調停手続の充実・活性化のための調停官制度を確立させてほしいものです。

＜参考文献＞

小山太士／武藤貴明「民事調停官及び家事調停官制度の創設について」判例タイムズ1128号（2003年11月1日号）
小川達夫「非常勤裁判官の創設」自由と正義2003年8月号（第54巻第8号）
浅香吉幹「英米のパートタイム裁判官」同上
水野邦夫「非常勤裁判官の意義と今後への期待」同上
北野幸一「非常勤裁判官制度の現状と課題」自由と正義2005年4月号（第56巻第4号）
金澄道子「非常勤裁判官としての一年」同上
大音師建三「第一期非常勤裁判官の報告」同上
瀬古賢二「任官の動機と執務の実態」同上
戸倉晴美／下谷靖子「裁判所から見た非常勤裁判官」同上
久保　貢「家事調停官の1年を振り返って」ケース研究284号
石井誠一郎「家事調停官を経験して」判例タイムズ1185号（2005年10月1日号）
石川　明「調停官制度の成果」判例タイムズ1191号（2005年12月15日号）

東京簡易裁判所における調停事件の現状と問題点

東京簡易裁判所民事調停委員・会員　鈴木 國昭

調停事件数の推移

この数年，東京簡裁の調停部（民事第6室）は，特定調停事件に振り回された感がある。都区内12の簡裁が現在の東京簡裁に統合されたのが平成6年9月であるが，平成7年以降の東京簡裁統合後の東京地裁管内（東京簡裁の他，八王子・立川・町田簡裁などを含む）の新受件数は**表1**のとおりである（なお，東京簡裁だけのデータについては，公表されていないが，年々地裁管内における比率は高くなっている）。

平成12年2月の特定調停法施行を契機に急増した特定調停事件も平成15年の新受件数5万244件（内東京簡裁約4万6000件）をピークに（既済事件のピークは翌平成16年）その後急激に減少に転じ，平成17年には2万7956件（内東京簡裁約2万5000件）と半減，平成18年も減少傾向が続いている。

次に一般調停事件の現況であるが，平成7年の地裁管内の2276件は，平成14年に2908件まで増加したが，その後減少に転じ，平成17年は1958件で平成14年の67％にまで低下し，平成7年の件数以下になってしまっている（東京簡裁もほぼ同程度低下している）。交通調停はこの10年間ほぼ横這いであるが，宅地建物調停は平成7年以降一貫して減少傾向（平成17年は同7年の60％以下）にある。宅地建物調停であれば，不動産価格の沈静化による紛争自体の減少という経済事情の変化が原因と説明することができるが，一般調停事件の新受件数が平成18年度も平成7年を下回る（漸減傾

表1　東京地裁管内簡裁における事件区分毎の新受件数

	平成7年	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年 1～3月
民事調停総数	13187	15160	17866	18933	21215	26453	32684	42133	64955	45819	32747	6984
一般調停	2276	1970	2577	2373	2419	2543	2733	2908	2855	2177	1958	421
宅地建物調停	1552	1452	1348	1238	1137	1068	1279	982	1020	888	894	191
農事調停	0	0	1	0	0	1	0	0	1	2	0	0
商事調停	9009	11394	13539	14990	17328	7643	6796	7539	10480	4016	1687	385
交通調停	308	299	338	281	294	341	265	287	328	298	240	63
公害等調停	42	45	63	51	37	53	30	33	27	26	12	3
特定調停	—	—	—	—	—	14804	21581	30384	50244	38412	27956	5921

※平成17年以降は速報値　※特定調停は平成12年2月から

表2　東京地裁管内簡裁における事件区分毎の出頭代理人別既済件数

	平成７年			平成１５年				平成１６年				平成１７年			
	弁護士出頭	他の代理人出頭	出頭なし	弁護士出頭	司法書士出頭	他の代理人出頭	出頭なし	弁護士出頭	司法書士出頭	他の代理人出頭	出頭なし	弁護士出頭	司法書士出頭	他の代理人出頭	出頭なし
一般調停	849	401	1193	846	2	713	1364	727	14	293	1339	768	3	110	1076
宅地建物調停	1263	146	380	715	2	62	296	614	5	52	319	590	0	47	266
農事調停	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	0	0	0	0
商事調停	935	2591	5293	745	1	7961	1775	674	21	2403	1133	547	10	393	788
鉱害調停	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
交通調停	181	27	134	201	0	5	89	191	0	10	126	189	0	4	82
公害等調停	16	3	19	7	0	3	22	11	0	2	17	6	0	2	5
特定調停	—	—	—	979	96	1085	42586	812	252	933	45739	429	26	433	27281

※平成17年以降は速報値　※特定調停は平成12年2月から

向にある）とすれば，その原因の究明と今後の対策について検討を始めなければならないであろう。

弁護士関与率と本人調停の問題点

東京簡裁における事件分野別の申立代理人の出頭（受任）状況は**表2**のとおりである。

弁護士が調停事件の代理人に付く率は，平成7年～17年までの一般調停事件で32～41％の間，宅地建物及び交通調停は年度による幅が大きいが，平均すると宅地建物で70％，交通で62％と高率である。特定調停の申立に弁護士が代理人として付くことはほとんどない（最近は2％前後）。なお，特定調停は，年々「調停に代わる決定」（民調法17条決定）の比率が高まり（平成17年は74.3％＝**表3**），本来の調停とは異なる紛争解決形態となっている。

平成17年の一般事件の本人出頭率は55.0％である（親族その他の許可代理を含めると約6割）。その理由は様々であろうが，本人利用率が高い現状において，より身近な裁判所，より分かりやすい手続が求められる状況にあることは間違いない。裁判所（調停委員会）も，本人出頭事件においては，運営方法に工夫を重ね，常に改善努力をしているところであるが，本人出頭事件にはいくつかの特有な課題がある。

その中でも当事者間の合意（調停）内容に大きな影響を与える典型的な課題として「時効」の援用問題がある。記録上は「時効」になっているように見える案件について，本人が主張しない（気が付いていない）のだから，時効に掛かっていないことを前提に調停を進めるべきなのか，時効を示唆していいのか，更にはするべきなのか。正に民事調停法第1条にいう「当事者の互譲」による「条理にかない実情に即した解決」とはなにかが問われる場面である。調停委員会の厳格な中立性や当事者自治（当事者主義）を強調する立場と法的正義や司法的解決（法的判断で濾過した解決）を強調する立場があり，いずれに与するかにより結論が分かれる。中立公平を旨とする裁判所（調停委員）として一方当事者に対する助言に制約がある以上，紛争当事者に対し直接法的な助言を与え得る専門家としての弁護士の役割は重要である。一般事件では申立人側に弁護士が選任される率は35％前後であり，相手方側に弁護士が付くのは更に低く30％程度である。市民に対する「身近な弁護士（会）」の存在をアピールする更なる広報活動の必要性を感じるところである。

なお，平成15年4月から調停事件の代理権が認められた司法書士の出頭状況は**表2**のとおりである。事前の予想に反し少ないように思うが，いかがであろうか。3年間のデータであれこれ議論するには時期尚早であろうが，今後の動向が気になるところではある。

調停委員の構成

平成17年10月時点での東京簡裁の調停委員は712人，その職業別内訳は下記のとおりであって，弁護士委員の比率は41％である。ちなみに，平成17年4月時点での全国の簡易裁判所における調停委員の構成を見ると，全体で1万4665人，内弁護士調停委員は1924人，その割合は13％ということであるから，東京簡裁における弁護士委員の比重は相当高いということになる（地方が少なすぎるというべきか）。

東京簡裁調停委員の職業別内訳

弁護士	294
（東弁	145）
（一弁	77）
（二弁	72）
医師	17
歯科医師	1
公認会計士	9
税理士	24
不動産鑑定士	32
建築士	10
司法書士	3
その他	322
合　計	712

＊東調連・民事調停委員名簿による。H17.10.1 現在

調停成立率の低下と新たな動き

表3からも明らかなように，地裁管内における調停事件の成立率は，この数年低下傾向にある。東京簡裁でも平成12年（特定調停がスタートした年）に一般調停事件の成立率が40％を切り，その後漸減傾向にあ

る。平成17年は地裁管内・東京簡裁とも成立率が回復したが，一時的な現象のようである（平成18年はまた下がる見込みである）。交通調停においては平成14年以降，明らかに成立率の低下が見られる（平成7年より10％もダウン）。宅地建物調停は平成15年まで48％前後で推移してきたが，平成16年以降2年連続で大幅に下落した。調停事件全体としては成立率が低下しているのは間違いなさそうである。当事者の自己主張が強くなった（互譲の精神の低下）あるいは調停委員の調停能力（技術）が低下したという面も考えられるが，特定調停事件の急増による影響（調停室不足から1期日1時間しか取れず，また相調停委員・調停主任との評議時間が取りにくい執務環境）も否定できないであろう。

いずれにしても，調停成立率の問題は，新受件数の動向と併せ，調停制度のあり方を考察する上で関心を払わざるを得ない。折りしも，東京簡易裁判所民事調停協会（東簡会）は，平成17年12月から18年1月にかけ，加入する全調停委員713名（平成18年1月1日現在）に対し意識調査アンケートを実施し，今年の3月にその結果の集計がなされた（本誌10～12頁「民事調停委員の意識」参照）。調停の運営方法，調停委員会のあり方，調停委員と裁判官（調停官）・書記官との関係，調停委員相互の関係など調停制度を取り巻く諸問題を検討する際の貴重な資料となるはずである。

平成16年から特定調停事件が減少傾向に転じ，裁判官・調停委員とも時間的な余裕ができた（平成16年1月からは調停官制度も導入された）こと，調停部門が平成19年9月頃東京簡裁墨田分室へ移転し，調停委員との評議室その他物的設備に余裕ができることなどから，裁判所は，平成17年に民事第6室に調停運営改善委員会を設置，この平成18年春には東簡会に対しても民事調停運営改善検討連絡会の開催申し出がなされ，5月に第1回がスタートした。特定調停事件の急増による人的・物的設備の不足から，この数年間理想的な調停運営とは言い難い状況にあったのが実情である。新墨田分室への移転を契機に，理想的な調停運営の実現に向け，今動き出したところである。

＊資料（表1～3）提供：東京簡易裁判所

表3　東京地裁管内簡裁における事件区分毎の調停成立率

		平成7年	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年
調停合計		13431	14742	17715	18757	20774	24032	32259	38655	59555	55690	33055
	調停成立	5670	6597	7292	8221	8611	8652	9079	7801	6710	4439	3035
	率	42.2%	44.7%	41.2%	43.8%	41.5%	36.0%	28.1%	20.2%	11.3%	8.0%	9.2%
一般調停		2443	2000	2672	2182	2488	2485	2761	2784	2925	2373	1957
	調停成立	944	838	819	849	936	882	998	908	869	791	780
	率	38.6%	41.9%	30.7%	38.9%	37.6%	35.5%	36.1%	32.6%	29.7%	33.3%	39.9%
宅地建物調停		1789	1505	1491	1329	1147	1152	1166	1061	1075	990	903
	調停成立	843	738	711	657	557	499	539	507	540	420	377
	率	47.1%	49.0%	47.7%	49.4%	48.6%	43.3%	46.2%	47.8%	50.2%	42.4%	41.7%
交通調停		342	296	330	292	294	326	306	265	295	327	275
	調停成立	201	173	195	169	166	183	169	133	153	161	132
	率	58.8%	58.4%	59.1%	57.9%	56.5%	56.1%	55.2%	50.2%	51.9%	49.2%	48.0%
商事調停							9959	7024	7396	10482	4231	1738
	調停成立						2932	729	654	677	724	748
	率						29.4%	10.4%	8.8%	6.5%	17.1%	43.0%
	調停に代わる決定						4517	5111	5660	8504	2272	178
	率						45.4%	72.8%	76.5%	81.1%	53.7%	10.2%
特定調停							10072	20951	27118	44746	47736	28169
	調停成立						4137	6619	5585	4459	2331	989
	率						41.1%	31.6%	20.6%	10.0%	4.9%	3.5%
	調停に代わる決定						2422	6805	12946	25372	33113	20931
	率						24.0%	32.5%	47.7%	56.7%	69.4%	74.3%

※平成17年以降は速報値　※特定調停は平成12年2月から

民事調停委員の意識

「東京簡易裁判所における民事調停委員に対するアンケート結果（調停委員の意識の現況）」
（平成18年3月 東京簡易裁判所民事調停協会）より

回答者数560人（弁護士194人　専門委員89人　一般272人）

問1　今後の東京簡裁の調停のあり方について，一番重要と思われる事項を一つ上げてください。

①誰でも身近に利用できること
②迅速に解決できること
③簡素な手続きであること
④費用が安価であること
⑤その他

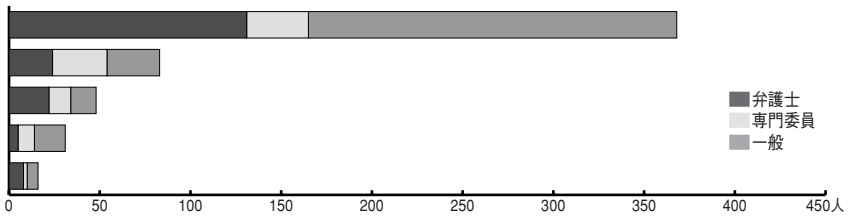

問2　良き調停委員となるために心がけていることを一つ上げてください。

①公平さ
②聴き上手
③説得力
④知識の習得と活用
⑤その他

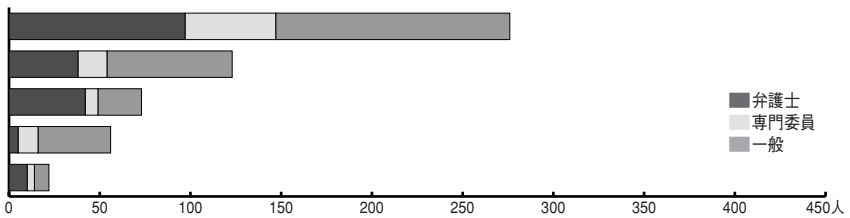

問3　調停委員の仕事に，満足されていますか。

①満足
②やや満足
③やや不満
④不満

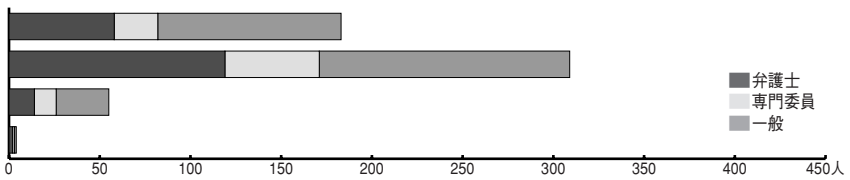

問4-1　問3で①または②と答えた方　どの点に満足されていますか。（複数回答）

①紛争解決への寄与
②特定債務者の更生
③専門知識による司法参加
④調停委員に対する社会的評価
⑤その他

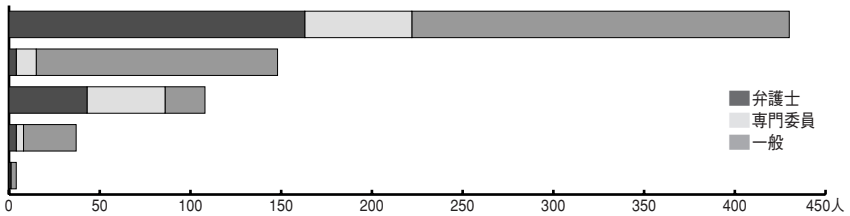

問4-2　問3で③または④と答えられた方　どの点に不満がありますか。（複数回答）

①調停制度の限界
②専門知識が生かされない
③担当事件数の減少
④調停委員に対する社会的評価が低い
⑤その他

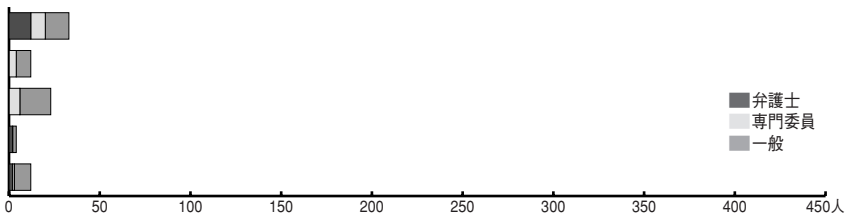

問5　現在の手当の水準についてどう考えますか。

①満足すべきである
②社会情勢から考えてこの程度でやむを得ない
③不満でありアップすべきである

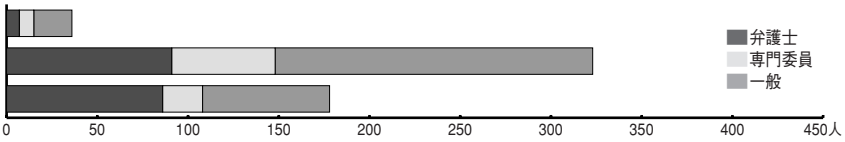

問6　調停主任と調停委員との事前評議について（複数回答）

①調停主任から概ね的確な指示が出ている
②十分な情報収集（当事者からのヒヤリング等）がなされていない段階なのに方向を決めつけ，指示が巨細に渉る
③的確な指示がなされず頼りない
④個々の裁判官により個人差が大きい
⑤必要ないとおもわれるので行わない
⑥その他

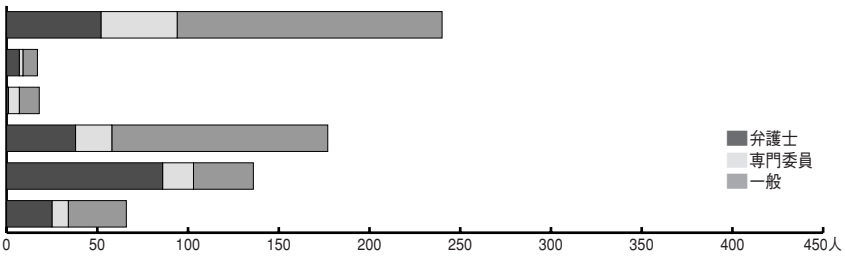

問7　最終評議について（複数回答）

①調停過程を理解し，判断も的確である
②調停過程（調停委員の努力）を無視し，事実上やり直しとなる事態がままある
③個人差が大きい
④その他

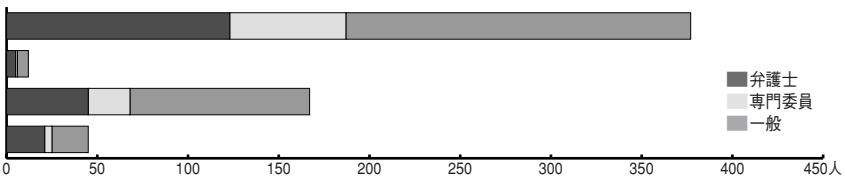

問8　書記官は，裁判官と調停委員とのパイプ役となっていると思いますか。

①満足である
②やや満足
③やや不満
④不満である

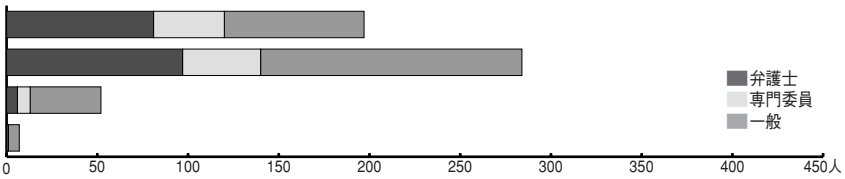

問9　書記官は，当事者，事件関係人等の出頭確保および必要書類の提出，整理，点検等の事前準備をよくやっていると思いますか。

①満足である
②やや満足
③やや不満
④不満である

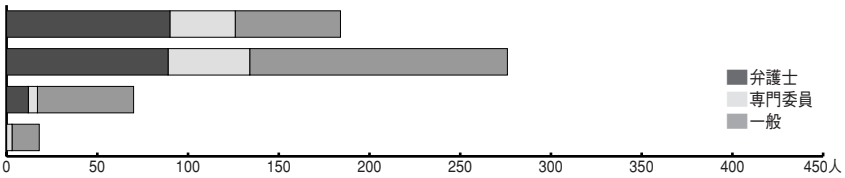

問10　事件の配てんについて，どのような方式が良いですか。

①事件番号順に平等に配てんする
②事件の内容に適した調停委員に配てんする
③当該事件を希望する調停委員に配てんする
④その他

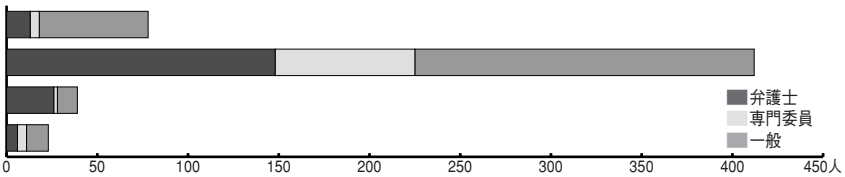

問11 調停委員間の意見不一致等の調整はどのようにしていますか。（複数回答）

①調停主任を交えての評議を通じて調整する
②相調停委員間で話し合う
③一方の意見に従う
④その他

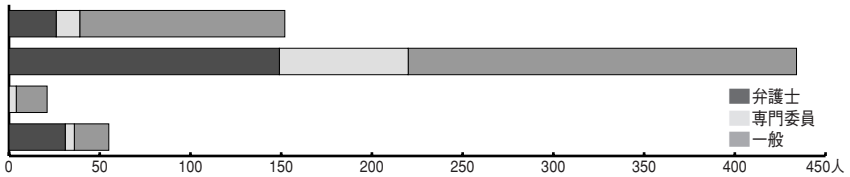

問12 一般委員にうかがいます。弁護士委員，専門委員と一緒に担当するとき，遠慮がありますか。

①ある
②どちらかというとある
③ない
④まだ一緒に担当したことがない

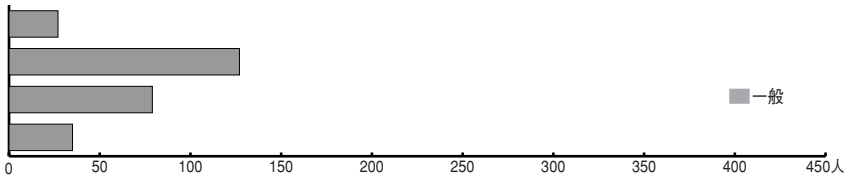

問13 弁護士委員，専門委員にうかがいます。相調停委員としての一般委員との連携はうまくいっていますか。

①うまくいくことが多い
②特に問題はない
③自分が大部分をリードするので影響ない
④困ることがある

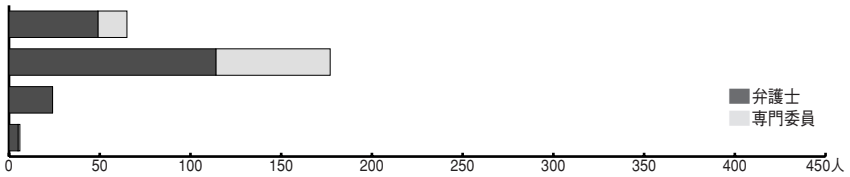

問14 調停委員と当事者との間のトラブルとなる原因を次の事項から選択してください。（複数回答）

①事件が調停に馴染まない
②当事者の人格的問題
③自己主張のみで他人の言うことを聞かない
④裁判所や調停委員の要請に従わない
⑤時間を守らない
⑥裁判所や調停委員に対して不平・不満を持っている
⑦その他

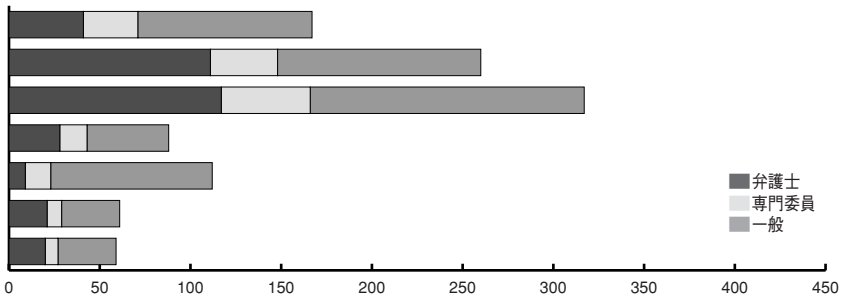

問15 トラブルの発生を防止するには，どのような方法がありますか。（複数回答）

①窓口段階でのチェック機能の強化
②調停制度についてのPRを強化
③一般事件でも，問題ある事件は準備期日を入れる
④調停委員が冷静に対応する
⑤当事者双方に公平に対応する
⑥その他

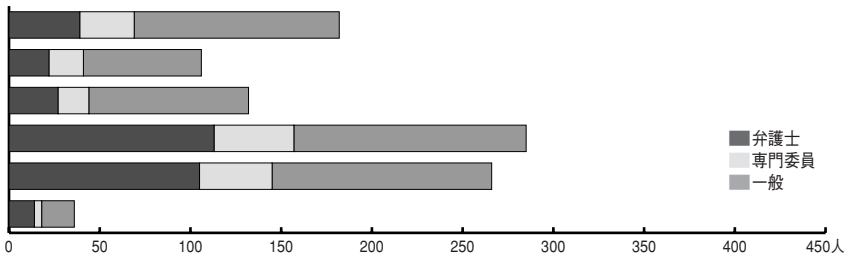

問16 墨田庁舎について希望することを上げてください。（複数回答）

①パソコン・コピー・ファックス・図書資料等を充実させて欲しい
②売店，食堂等を充実させて欲しい
③調停委員控室はゆったりとした雰囲気で談話できるようにして欲しい
④霞ヶ関との連絡バスを運行して欲しい
⑤その他

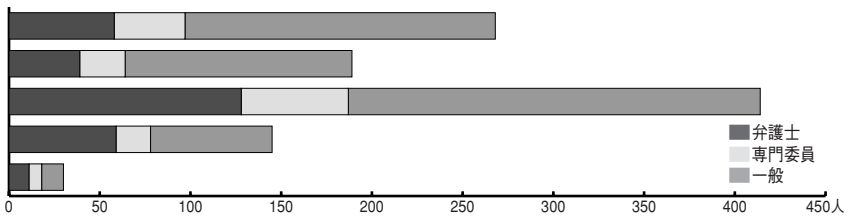

新宿に簡易裁判所調停センターを作ろう！

東京三会シンポジウムの開催＊＊＊＊

6月27日午後6時から8時まで，新宿区の牛込箪笥区民ホールにおいて，東京三会主催，新宿区後援で「市民に身近な裁判を～新宿に簡易裁判所調停センターを作ろう～」が行なわれた。

内容は，落語家の三遊亭白鳥さん（本誌14～15頁「インタビュー」参照）による簡裁をテーマにした新作落語のショートタイム，簡裁ビデオの上映，市民・区役所職員・弁護士会から簡裁に対する意見表明，裁判員制度の説明会などであり，多数の市民の入場者があった。

新宿に裁判所調停センターを作る運動の趣旨＊＊＊＊

戦後，「下駄履きで行ける裁判所」（市民に身近で気軽に利用できる裁判所）である簡裁が東京都内に12ヶ所設置された。ところが，1994年には，簡裁が霞が関および4分室（墨田・大森・中野・北）に統廃合され，2005年10月には，大森・中野・北の3分室が廃止された。さらに，2007年には東京簡裁の調停部門を墨田新庁舎へ移管することが予定されている。

しかし，現在の東京都の人口重心が杉並区にあることからすると，このように簡裁機能を墨田区に集中することは，「下駄履きで行ける裁判所」という簡裁の理念に反するばかりか，「裁判所へのアクセスの拡充」「裁判所の利便性の向上」という司法制度改革審議会意見書の視点にも反する。

そこで，東京三会は，墨田のほかに新宿地区における「東京簡易裁判所民事調停センター構想」を提言している（下記参照）。

新宿に裁判所調停センターを作る運動の意義＊＊＊＊

(1) 歴史的視点
～裁判所支部等の削減という流れを押し戻す

全国の裁判所の支部等が統廃合されてきた。裁判所を集中させることによる効率性を重視したからである。東京における簡裁の統廃合や簡裁の調停部門の墨田分室への一極集中もこの効率性重視の一環であり，弁護士会はこれまで十分な反対運動を展開できなかった。

新宿に裁判所調停センターを作ることが実現すれば，この流れを阻止することになる。

(2) 運動論的視点
～都選出国会議員，地方議会，行政機関との協力

新宿区が今回のシンポジウムを後援し，世田谷区も職員を出席させた。また，新宿区議会・中野区議会・世田谷区議会・練馬区議会が東京三会長名による陳情を採択し，意見書を裁判所に送付した。さらに，東京都議会も東京三会長名による陳情を採択し，国会および政府に対して意見書を提出した。また，東京三会は都選出の国会議員（自民党，公明党，民主党の各議員）とも積極的に意見交換を行なっている。

新宿での裁判所調停センターの設置が成功すれば，弁護士会が立法府（含む，地方議会）や行政機関，そして住民とも協力して，司法部門における政策課題を実現したことにもなる。

（東京三弁護士会地域司法計画策定協議会委員
冨田 秀実）

新宿地区における「東京簡易裁判所民事調停センター構想」

○構想1：民間施設等における固定型
①庁舎規模：墨田の3分の1程度のもの
②施設概要：調停室20室・40坪，待合室・40坪，合計180～200坪程度
③調停実施必要人員：民事調停官・毎日1人，書記官常勤2人，事務官1～2人

○構想2：弁護士会関係施設・新宿区協力施設における巡回型（出張型を含む）
①場所：弁護士会法律相談センター等の一部。その他，新宿区の協力を得た場所
②施設概要：事務室1室，調停室2～3室，待合室2室